

協議第6号

各種事務事業の取扱い（除雪関係）

各種事務事業の取扱い（除雪関係）について提案する。

平成15年12月25日提出

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会
会長 田 岡 克 介

協議項目	26-5-2 各種事務事業の取扱い（除雪関係）
合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。ただし、全国積雪寒冷地帯振興協議会については、新市において加入するものとする。	

協 議 調 書
(総 括 表)

協議項目	26-5-2	各種事務事業の取扱い(除雪関係)	所 管	建設水道専門部会
調整の内容	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。ただし、全国積雪寒冷地帯振興協議会については、新市において加入するものとする。			

区 分	具 体 の 取 扱 い
1. 関係団体(協議会等)	新市において加入するものとする。
2. 附属機関等	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。
3. 補助金等	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。
4. 道路除雪関連事業	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。

(個 表)

1. 関係団体(協議会等)(第7回現況調書141ページ参照)

区 分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体の取扱い
関 係 団 体	該当なし	全国積雪寒冷地帯振興協議会	全国積雪寒冷地帯振興協議会	新市において加入するものとする。

2. 附属機関等(第7回現況調書141ページ参照)

区 分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体の取扱い
附 属 機 関 等	石狩市雪対策市民協議会	該当なし	該当なし	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。

3. 補助金等(第7回現況調書140ページ参照)

区 分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体の取扱い
冬期迷惑駐車等 防止モデル町内 会助成金	石狩市冬期迷惑駐車等防止モデル町内会 助成金 (内容)冬期迷惑駐車等の防止を目的として 制定した条例の理念に即した先導的な 活動を行う町内会に対して助成	該当なし	該当なし	合併時に石狩市の制度に 合わせるものとする。

4. 道路除雪関連事業(第7回現況調書140ページ参照)

3市村において、事務内容に大きな差異がないことから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。